浜松市文化芸術創造団体の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市鴨江アートセンター条例施行規則(平成25年浜松市規則第33 号。以下「規則」という。)第5条に規定する文化芸術創造団体の認定に関し必要な事項を定 める。

(認定要件)

- 第2条 文化芸術創造団体の認定は、次に掲げる要件を満たしている団体について行うものと する。
 - (1) 会則、規約等により文化芸術に関し、創作活動、市民の交流及び情報の発信を推進し、もって市民の文化芸術活動の発展に資することを団体の目的及び主たる活動内容としていること。
 - (2) 構成員が2人以上であること。
 - (3) 構成員の過半数が浜松市に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
 - (4) 営利を目的としない団体であること。

(認定)

- 第3条 規則第5条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した文化芸術創造団体認定(更新)申請書(様式第1号)に団体の会則又は規約、会員名簿、活動内容が確認できるものとして収支予算書及び事業計画書等を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
 - (2) 団体の名称及び所在地
 - (3) 代表者の氏名及び住所並びに連絡先
 - (4) 連絡責任者の氏名及び連絡先
 - (5) 団体の目的
 - (6) 活動目的
 - (7) 会員数
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その認定の適否について文化芸術創造団体認定(更新)結果通知書(様式第2号)により、当該申請者に申請日から30日以内に通知する。

(協力事項)

- 第4条 前条の規定により認定された文化芸術創造団体は、次に掲げる事項について協力する ものとする。
 - (1) 市が実施する浜松市鴨江アートセンター施設事業への参加及び出席
 - (2) 浜松市鴨江アートセンターの管理運営に係わるボランティア活動
 - (3) 前2号に定めるもののほか、文化芸術創造活動の推進のため市長が必要と認める事項 (認定内容の変更)
- 第5条 第3条の規定により認定された文化芸術創造団体は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに文化芸術創造団体認定申請事項変更届(様式第3号)に市長が必要であ

ると認める書類を添えて提出しなければならない。

2 申請内容の変更が生じたにもかかわらず、前項における届出がされないときは、申請内容 に誤りがあるものとみなし、文化芸術創造団体としての取扱いはしない。

(認定有効期間)

- 第6条 文化芸術創造団体の認定の有効期間は5年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。
- 2 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の2月前から有効期間満了日までの間に、文化芸術創造団体認定(更新)申請書(様式第1号)を提出しなければならない。 この場合においては、第3条の規定を準用する。

(認定団体の取消し)

- 第7条 市長は、文化芸術創造団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すものとする。
 - (1) 第2条の規定による認定要件を満たさない事由が発生したとき。
 - (2) 文化芸術創造活動を目的とした利用に著しい違反があったとき、または施設利用に係る 遵守事項を守らないとき。
 - (3) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
 - (4) 文化芸術創造団体認定取消願書(様式第4号)の届出があったとき。
 - (5) 6条の2項に掲げる認定申請の提出に応じないとき。
- 2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、文化芸術創造団体認定取消通知書(様式第5号) により速やかに通知するものとする。

(利用料金の減免)

- 第8条 規則第7条第1項に規定する団体は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体は、身体障害者、知的障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体をいう。
 - (2) 高齢者の団体は高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する 要綱により認定された団体をいう。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

申請者	住所(所在地)
	氏名 (名称及び代表者氏名)

文 化 芸 術 創 造 団 体 認 定 (更 新) 申 請 書

次のとおり文化芸術創造団体の認定を受けたいので、浜松市鴨江アートセンター条例施行規 則第5条の規定により申請します。

記

団 体 名	ふりがな		会員数	人
住 所	Ŧ	(代表者の住)	所と同じ場合に	は記入不要)
(所在地)				
代表者氏名		連絡先電話番号		
代表者住所	₸			
(所在地)				
連絡責任者		連絡先電話番号		
氏 名		理給尤電品番牙		
連絡先メール				
アドレス				
団体の目的				
活動内容				
具体的に活動内容を				
ご記入ください。				
備考	1. 定期的に利用(月 回/	曜日/ 午前	• 午後	• 夜間)
活動日	2. 不定期で利用			

※添付書類 1. 会則又は規約 2. 会員名簿 3. 活動内容が確認できるもの(収支予算書及び事業計画書等]

【施設で受付した場合】

上記の(認定・更新)申請について、受付します。					
浜松市鴨江アートセンター	館長(施設長)確認日		年	月	日

(団体名) 様

浜松市長

(公印省略)

文 化 芸 術 創 造 団 体 認 定 (更 新) 結 果 通 知 書

年 月 日付けにて提出のあった文化芸術創造団体認定(更新)申請について、審査の結果、次のとおり通知します。

認定結果			可	•	否	
団体名						
	氏 名					
代表者	住所	〒	_			
	電話					
認定有効期間		年	月		日まで	
理 由 (否の場合)						

- ※1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌 日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求した場合に あっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、 正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができな くなります。 (あて先) 浜松市長

申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名)

文 化 芸 術 創 造 団 体 認 定 申 請 事 項 変 更 届

認定を受けた文化芸術創造団体について、下記のとおり変更いたしますので、届け出ます。 記

変更年月日	年 月 日	
変更事項	旧(変更前)	新(変 更 後)
団 体 名		
所 在 地		
代表者氏名		
代表者住所		
代表者電話番号		
連絡責任者氏名		
連絡先電話番号		
連絡先		
メールアドレス		
団体の目的		
活動内容		
会 員 数		

添付書類

- ・ 団体の目的の変更 → 会則
- ・ 活動内容の変更 → 活動内容がわかるもの
- ・ 会員数の変更 → 会員名簿

(あて先) 浜松市長

住所申請者 氏名電話

文 化 芸 術 創 造 団 体 認 定 取 消 願 書

浜松市文化芸術創造団体の認定に関する要綱第7条第1項第4号の規定により次のとおり文 化芸術創造団体の認定取消願書を提出します。

ふりがな 団 体 名	
ふりがな 代表者名	
所 在 地	T
取消理由	

年 月 日

様

浜松市長

(公印省略)

文 化 芸 術 創 造 団 体 認 定 取 消 通 知 書

浜松市文化芸術創造団体の認定に関する要綱第7条第2項の規定により、文化芸術創造団体の認定を取り消し、次のとおり通知します。

団 体 名	
代表者名	
所 在 地	<u></u>
認定取消し 年月日	
取消理由	

- ※1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求した場合に あっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、 正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができな くなります。